

公害防止責任者 騒音

製造業であること
常時使用する従業員の数が21人以上

(1) 騒音規制法施行令別表第1

一 金属加工機械	
イ	圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限り)
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限り)
ニ	液圧プレス (矯正プレスを除く)
ホ	機械プレス (呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限り)
ヘ	せん断機 (原動機の定格出力の合計が3.75kW以上のものに限り)
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)
ヌ	タンブラー
ル	切断機
二	
イ	空気圧縮機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限り)
ロ	送風機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限り)
三	
イ	土石用又は鉱物用の破碎機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限り)
ロ	土石用又は鉱物用の摩砕機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限り)
ハ	土石用又は鉱物用のふるい (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限り)
ニ	土石用又は鉱物用の分級機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限り)

四 織機	
五 建設用資材製造機械	
イ	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)
ロ	アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)
六 穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)	
七 木材加工機械	
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー (原動機の定格出力の合計が2.25kW以上のものに限る)
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤 (製材用のものは原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用は2.25kW以上のものに限る)
ホ	丸のご盤 (製材用のものは原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用は2.25kW以上のものに限る)
ヘ	かんな盤 (原動機の定格出力の合計が2.25kW以上のものに限る)

八 抄紙機	
九 印刷機械(原動機を用いるものに限る)	
十 合成樹脂用射出成形機	
十一 鋳型製造機(ジョルト式のものに限る)	

(2)群馬県的生活環境を保全する条例施行規則別表第13

一	コンクリートブロックマシン
二	製びん機(原動機を用いるものに限る)
三	ダイカストマシン